



令和2年8月6日

国税庁長官 星野 次彦 殿

全国青年税理士連盟

会長 三谷 習

東京都渋谷区千駄ヶ谷 代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162

令和2年度（第70回）税理士試験についての緊急要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。当連盟は納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、令和2年8月18日から始まる令和2年度（第70回）税理士試験について、国税審議会より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた注意事項について」が公表されました。この注意事項によると、試験会場においてサーモグラフィー等による計測の結果、37.5度以上の発熱が認められる場合は受験できないこととされています。また、試験会場内において咳を繰り返すなどなどの症状が見られる方には、健康状態を確認した上で受験を拒否又は停止があるとされ、これらを理由とした欠席者向けの再試験も実施しないとしています。

しかし、真夏の炎天下にマスクを着用して最寄り駅から会場まで移動するだけでも体温が上昇することは容易に想像され、新型コロナウイルス感染症でなく夏風邪の症状で咳をする者もいるかも知れません。受験者は年に一度の税理士試験に向け、この一年間大変な努力を積み重ね自らの人生を賭けて試験に挑みます。試験当日の体温や咳の症状だけで受験を拒否されることは、あまりに酷と言わざるを得ません。

そこで、当連盟より、是非以下の項目について、至急ご対応いただきたく、要望いたします。よろしくお願ひいたします。

記

- 試験会場での体温の計測は、一度だけで判断するのではなく、少なくとも二回以上行うこと。また、熱中症が疑われる者や平熱の高い者、アレルギー性咳嗽を患っている者など、配慮が必要な受験者に対しては、丁寧に事情を聴きとり、安易に受験する機会を奪うことがないよう最善の注意を払うこと。
- 上記の理由により受験できないこととなった者や新型コロナウイルス感染症への懸念から受験を辞退した者については、受験手数料を還付又は次年度の受験料に充当できること。
- 試験実施方法が変更される場合は、可及的速やかに受験者へ通知を行うこと。

以上